

社会福祉法人 青森県社会福祉協議会
福祉サービス第三者評価実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人青森県社会福祉協議会定款第2条29号に規定する福祉サービス第三者評価事業（以下「第三者評価」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 社会福祉法人青森県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が実施する第三者評価は、公平性、信頼性及び透明性を旨とし、社会福祉法第78条の規定の趣旨に則り、福祉サービス事業者（以下「事業者」という。）の福祉サービスの質の向上に向けた取り組みを支援することによって、継続的かつ良質な福祉サービスを確保し、福祉サービス利用者の利益増進を図ることを目的とする。

2 第三者評価の実施結果は、福祉サービスの利用者が、そのサービスを選択し、安心して利用を継続していくために必要な情報として活用されるよう、広く公開する。

(評価)

第3条 県社協の第三者評価は、青森県福祉サービス第三者評価推進委員会（以下「推進委員会」という。）が定める評価方法及び共通評価項目並びに平成16年5月7日付厚生労働省より示された「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」に基づく、施設種別毎の「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」（以下「第三者評価基準」という。）及び「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」（以下「サービス内容評価基準」という。）において示された評価基準を基本とし、必要に応じて独自の評価を付加して実施する。

2 第三者評価の施設種別毎の第三者評価基準及びサービス内容評価基準は、別添1のとおりとする。

(申込)

第4条 事業者は、第三者評価を受審しようとするときは、第三者評価受審申込書（様式1）により、申込を行う。

2 事業者は、前項の申込前に、県社協会長に、評価方法、評価基準、評価手数料等を明示した見積書を請求することができる。

(契約)

第5条 県社協会長は、第三者評価の実施に当たって、事業者と書面による契約（以下「契約書」という。）を締結する。

2 契約書には、評価手数料、県社協の義務、事業者の義務、契約の変更及び解除、損害賠償等、必要な事項を明記する。

3 契約書の様式は、様式2のとおりとする。

(評価手数料)

第6条 評価手数料は、第三者評価基準及びサービス内容評価基準、独自に付加する評価の内容に応じて算定する。

- 2 施設種別及び評価基準等に応じた評価手数料については、福祉サービス第三者評価業務料金表(別添2)のとおりとする。
- 3 前条第1項の規定により、契約を締結した事業者(以下「契約事業者」という。)は、評価手数料を県社協が指定する期日までに、指定した口座へ振り込む。

(評価業務)

第7条 第三者評価は、書面調査及び訪問調査(以下「書面調査等」という。)により実施する。

- 2 前項の書面調査(以下「書面調査」という。)は、事業者が行う自己評価報告書(様式3)の結果と当該事業者の組織及び事業の概要等を示す書類に基づき、評価の項目毎の状況を把握する。
- 3 事業者自らが行う自己評価は、各部門に従事する職員の評価を取りまとめ、経営者又は理事者及び各部門担当指導職員等の合議により作成する。
- 4 第1項の訪問調査(以下「訪問調査」という。)は、評価調査者が書面調査の結果を踏まえ、契約事業者の事業所を訪問し、評価項目毎の状況を把握、検証する。
- 5 訪問調査は、原則として1日間で行う。

(利用者等調査)

第8条 県社協会長は、事業者との契約により、その利用者及び家族等のサービスに関する意向等を把握する調査(以下「利用者等調査」という。)を実施し、その結果を訪問調査の資料として活用することができる。

- 2 前項の調査は、施設種別毎に利用者等の意向を反映できる適切な方法で実施する。

(評価審査委員会の設置)

第9条 県社協会長は、第三者評価の信頼性・公正性を確保するとともに、適正な実施に資するため第三者評価の結果等について専門的な観点から審査を行う評価審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(評価調査者の配置等)

第10条 県社協会長は、書面調査等及び利用者等調査並びに調査報告書の取りまとめ等を行う評価調査者を配置する。

- 2 県社協会長は、推進委員会の実施する「福祉サービス第三者評価者養成研修」を修了し、推進委員会に登録した者の中から、評価調査者を委嘱する。
- 3 評価調査者の任期は、原則として委嘱した日から2年間とする。
- 4 評価調査者は、再任することができる。

(訪問調査の手法)

- 第 11 条 一件の評価業務は、評価調査者 2 名以上で実施し、当該業務については同一の評価調査者が一貫して行う。
- 2 評価業務を実施する複数の評価調査者のうち、主たる評価調査者を主任評価調査者とする。
 - 3 評価調査者は、業務に従事する場合は県社協の発行する評価調査者証を携帯し、事業者の調査を行う場合は、これを提示し、身分を明らかにした上で実施する。

(評価結果の決定等)

- 第 12 条 主任評価調査者は、書面調査等の結果を総合的に判断し、評価の項目について、訪問調査を行った評価調査者全員の合議により調査結果を取りまとめ、遅滞なく調査報告書(様式 4)、及び福祉サービスの向上のための提言事項(様式 5)を県社協会長に提出する。
- 2 県社協会長は、前項の調査報告書の提出を受けたときは、前項に規定する調査報告書等及び調査報告書に対する意見の有無について(様式 6)を、評価を受けた事業者に対して送付し、調査結果に異議がある場合は挙証資料を添付した上で、調査報告書等が到達した日から起算して 14 日以内に提出することができる旨を告知する。
 - 3 前項の告知期間が経過した第 1 項の調査報告書について、委員会の承認を得た上で、県社協会長が評価結果を決定する。
また、評価を受けた事業所から、前項の意見及び挙証資料の提出があったときは、これを参酌して、第 1 項の調査報告書の内容を検討し、委員会の承認を得た上で、県社協会長が評価結果を決定する。

(評価結果の通知等)

- 第 13 条 県社協会長は、決定した評価結果報告書(様式 7)及び福祉サービス第三者評価の結果(様式 8)を、評価を受けた事業者に送付するとともに、評価結果の公表に関する同意書(様式 9)の提出を受ける。
- 2 前項の同意書(以下「公表同意書」という。)を提出した契約事業者に対して、「福祉サービス第三者評価受審証明書」(様式 10)を発行する。

(評価結果の報告等)

- 第 14 条 県社協会長は、前条第 2 項の規定による福祉サービス第三者評価受審証明書を発行したときは、推進委員会に対して、福祉サービス第三者評価事業の評価結果の報告書(様式 11)及び様式 8、様式 9を提出し、報告する。
- 2 県社協会長は、前条第 1 項に規定する評価結果の公表について事業者の同意を得られた場合は、様式 8により、インターネット上のホームページ上で公開するとともに、事務所内に公表書類を備えて閲覧可能な状態にしておく等の方法により、広く公開する。

(事業報告等)

- 第 15 条 県社協会長は、毎年度終了後、推進委員会に対し、「福祉サービス第三者評価事業実績報告書」(様式 12)を提出する。

2 県社協会長は、推進委員会の実施する第三者評価の適正な実施を図るための調査等に協力する。

(契約の解除)

第 16 条 県社協及び事業者は、正当な理由があるときは、相手方との協議の上で、契約を解除することができる。

(契約内容の変更)

第 17 条 県社協及び事業者は、評価契約内容についての変更又は履行の一時中止することができる。

(事業者への支援)

第 18 条 県社協は、事業者の自己評価への取り組みを支援するために、必要に応じて自己評価の集計業務の代行及び第三者評価の説明を行うために職員を派遣することができる。

2 前項に規定する手数料等については、別添 2 のとおりとする。

(守秘義務)

第 19 条 県社協及び委員会の委員並びに評価調査者は、第三者評価に係る手続き等の際に知り得た利用者及び保護者等の情報については、正当な理由がない限り、他に漏らしてはならない。また、職務を退いた後も同様とする。

(協力機関の設置)

第 20 条 県社協は、第三者評価事業を効果的に行う上で必要なときは、評価業務に協力する団体を設置することができる。

(その他)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、県社協会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 17 年 10 月 14 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 19 年 5 月 17 日から施行する。

○別添資料一覧

- ・別添1 第三者評価の対象施設と第三者評価基準及びサービス内容評価基準
- ・別添2 第三者評価業務料金表

○様式一覧

- ・様式1 受審申込書
- ・様式2 受審契約書
- ・様式3 自己評価報告書
- ・様式4 調査報告書
- ・様式5 福祉サービスの向上のための提言事項
- ・様式6 調査報告書に対する意見の有無について
- ・様式7 評価結果報告書
- ・様式8 福祉サービス第三者評価の結果
- ・様式9 評価結果の公表に関する同意書
- ・様式10 受審証明書
- ・様式11 評価結果の報告書
- ・様式12 実績報告書